

ひばりの丘デイサービスセンター

通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業所運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人南生会が開設するひばりの丘デイサービスセンター通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が要介護及び要支援状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の各種サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従事者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活が営むことができるよう努めるものとする。
2 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 ひばりの丘デイサービスセンター
- 二 所 在 地 船橋市松が丘1丁目33番4号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職種内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（生活相談員と兼務）
管理者は、事業の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 二 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者又はその家族との相談の上、通所介護計画及び介護保険法に規定する第一号通所事業計画を作成し、サービスの提供方法等について十分な説明を行う。
- 三 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の健康管理を行う。
- 四 介護職員 5名以上
介護職員は、通所介護計画及び介護保険法に規定する第一号通所事業計画に基づき、利用者に必要な介護を行う。
- 五 機能訓練指導員 1名以上（看護職員と兼務）
機能訓練指導員は、利用者に必要な機能訓練を行う。
- 六 調理員 1名以上
食事サービスに係る調理を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 営業日 月曜日から土曜日（祝日を含む）但し、12月29日から1月3日までを除く。
- 営業時間 午前8時30分から午後5時15分
- サービス提供時間 午前9時30分から午後4時45分
- その他 上記以外の時間帯をご希望の方はご相談ください。

(利用定員)

第6条 利用定員は、30名とする。

(通所介護及び介護保険法に規定する第一号通所事業の内容)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活相談（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス（個別機能訓練・口腔機能向上等）
- 四 介護方法の相談
- 五 健康状態の確認
- 六 送迎
- 七 入浴
- 八 食事

介護保険法に規定する第一号通所事業の内容は次のとおりとする。

- 一 生活相談（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護予防サービス（運動器機能向上・栄養改善・口腔機能向上等）
- 四 介護方法の相談
- 五 健康状態の確認
- 六 送迎
- 七 入浴
- 八 食事

(通所介護及び介護保険法に規定する第一号通所事業の利用料等)

第8条 指定通所介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護保険法に規定する第一号通所事業を提供した場合の利用料の額は市の定める基準によるものとし、指定当該通所介護及び介護保険法に規定する第一号通所事業が、法定代理受領サービスである時は、その1割・2割・3割とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護及び介護保険法に規定する第一号通所事業を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に差額が生じないようにする。
- 3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - 一 食費（昼食1回あたり630円、おやつ含む）
 - 二 おむつ代
 - 三 前条に掲げる介護以外のサービス利用に係る費用は、別途徴収するものとする。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名（記名捺印）を得ることとする。

(通常の事業の地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、船橋市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。

- 2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は賠償するものとする。
- 3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じができるものとする。
- 4 その他この規程に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定通所介護及び介護保険法に規定する第一号通所事業の提供中に、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う等の必要な措置を講ずることとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。

- 4 事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(身体拘束)

第13条 事業者は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

- 2 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。
 - 四 上記に掲げる委員会会議や研修等は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- 二 成年後見制度の利用支援
- 三 苦情解決体制の整備
- 四 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施を年1回以上開催
- 五 虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の開催及び委員会での検討結果について職員への周知徹底
- 六 上記に掲げる委員会会議や研修等は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

- 2 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。
- 3 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）の開催及びその結果について職員への周知
 - 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
 - 三 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施
 - 四 上記に掲げる委員会会議や研修等は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業者は、指定通所介護及び介護保険法に規定する第一号通所事業を実施するにあたり、以下の事項について留意するものとする。

- 一 事業所の職員に、質的向上を図るための研修の機会を確保するものとする。

- 二 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 三 事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密保持を遵守することを、雇用契約の条件とする。
- 四 事業者は、利用者に対し通所介護サービス及び介護保険法に規定する第一号通所事業のサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 五 事業者は、この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、社会福祉法人南生会と事業所の管理者が協議して定めるものとする。
- 六 事業者は、全ての通所介護職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年1回

- 七 事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

付則

- 1 この規程は、平成12年11月1日から施行する。
- 2 施行後の規程改定を行った年月日は次の通りである。

平成13年9月1日改定
平成15年9月1日改定
平成17年4月1日改定
平成17年10月1日改定
平成18年4月1日改定
平成19年1月1日改定
平成19年3月1日改定
平成19年12月10日改定
平成23年7月15日改定
平成24年4月1日改定
平成24年8月1日改定
平成26年1月20日改定
平成27年8月1日改定
平成28年3月1日改定
令和元年10月1日改定
令和6年 4月1日改定